

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「住まいと暮らしを豊かに快適にするための商品とサービスを提供し、地域の皆様の生活文化の向上に役立つ」ことを経営理念としております。変化する経営環境に対応するため、公平性と透明性の確保及び適法性が十分に果たせるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
服部商会株式会社	2,179,550	27.08
服部 京子	1,457,500	18.11
千葉 ゆきえ	459,300	5.71
服部 正吉	282,350	3.51
服部 良江	259,300	3.22
カンセキ社員持株会	211,100	2.62
D C Mカーマ株式会社	143,000	1.78
株式会社足利銀行	122,000	1.52
株式会社栃木銀行	115,500	1.43
カンセキ取引先持株会	102,605	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	服部 京子
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、事前に取り締役会において取引内容及び条件の妥当性、適正性を充分審議し、その是非を決議することとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新15 名
定款上の取締役の任期	更新1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新4 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 美晴	弁護士											○
芳村 武夫	その他											○
横山 幸子	弁護士											○
藤沼 千春	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 美晴	○	○	――	法律の専門家として幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行なうため。
芳村 武夫	○	○	――	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に実務経験で培われた実力を発揮していただくため。

横山 幸子	○	○	——	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に実務経験で培われた実力を発揮していただくため。
藤沼 千春	○	○	——	総務・人事分野における豊富な専門的知識や見解、また、経営者としての高度な業務経験を当社の経営に反映するため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新	
監査等委員である取締役が内部統制システムの構築・運用等について監査をするため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査室人員又は必要とする各業務執行部門人員を選・配置いたします。 監査等委員である取締役の配置下に入った使用人は、監査等委員である取締役の指揮下に入り、取締役の(監査等委員である取締役を除く)指揮命令は受けないものいたします。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新	
監査等委員会は、内部監査部門から、業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行なうなど連携を図っております。また、監査等委員会は必要に応じて、内部監査部門に監査に必要な事項を指示することができるものとしております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4 名
----------------------	-----

その他独立役員に関する事項
当社との利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないため、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新	
当社は、株主の皆様と株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクを共有することによって、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

経営に対する独立性を確保するため、監査等委員につきましてはストック・オプションの付与対象者としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

取締役(監査等委員である取締役を除く。)である報酬限度額は、2018年5月24日開催の第44期定時株主総会において年額1億円8000万円以内と決議し、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2018年5月24日開催の第44期定時株主総会において年額4000万円以内と決議いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である総務部門が、取締役会議案の事前説明をはじめとする様々な情報提供を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

取締役会は、定例的に毎月1回以上開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し経営方針・戦略などの重要な業務執行に関する意思決定及び代表取締役並びに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を監督する機関として運営しております。

監査等委員会は、年4回開催され、監査等委員として必要な情報、特に業界特有の法規や具体的な経済活動について、社外監査等委員にタイムリーにかつ適切に情報提供しております。

会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査・内部統制監査を受けております。監査等委員と会計監査人との報告会は四半期ごとに開催され、会計監査人より監査等委員に対し、監査の方法並びに結果等について詳細な報告が行なわれております。

報酬等の額は株主総会決議の範囲内で取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役会は、毎月1回以上開催しており、法令、定款及び取締役会規則に従い運用されております。監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行状況について厳正な監督を行なっております。

監査等委員で構成される監査等委員会は、適法性監査のみならず妥当性監査を行ない、議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能強化を図り、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ります。

半期に1度開催されるコンプライアンス委員会は、取締役全員及び各部門の責任者が参加し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する方針、計画の検討や内部監査部門による内部統制システムの整備状況や運用状況の報告を受け、経営目標達成のための統制を推進しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年5月24日に開催した株主総会においては、招集通知発送の法定期日は5月9日でしたが、5月8日に発送いたしました。 また、招集通知のインターネットによる開示は5月3日に行なっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報、決算説明資料、決算情報以外の適時開示、任意開示資料を公表しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部門が担当しており、担当役員は専務取締役管理本部長が務めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	WILD - 1各店では、キャンプ・登山・釣り等のアウトドアイベントを開催しており、各イベントにおいて参加者にゴミ袋を配布し、当該場所の清掃活動にご協力いただいております。 (WILD - 1クリーン運動)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】

（基本的な考え方）

当社は、「住まいと暮らしを豊かに、快適にするための商品とサービスを提供し、地域の皆様の生活向上に役立つ」ことを経営理念としております。お客様、地域社会、お取引先様、そして社員との、より密接でより共感しあえる関係作りと、あらゆるステークホルダーの皆様とともに成長していくためには、取り組むべき課題を迅速に発見すると共に、それに対し適時、適切な対応を図ることが不可欠であると考えます。

（整備状況）

平成22年8月にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する重要事項の審議、対策の諮問等を行なうことによって、経営、業務の健全性を確保することとしております。

内部統制の統括部門は総務部門、推進部門は社長直轄の監査部門が担当しており、監査部門は、各種会議において内部統制関連規程の説明をすることにより、健全かつ適切な業務運営を指導しており、内部通報の相談窓口となっております。

又、監査部門は、業務監査を行い、各部署・店舗が法令・定款・社内規程に適合していることを確認し、必要に応じ当該部署には適切かつ有効な指導をしております。

【内部統制システムの基本方針】

1. 取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスを経営方針の基本として位置付け、取締役及び社員に法令、定款の遵守を徹底するとともに、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- (2) 取締役及び社員の職務執行が適正かつ健全に行われるために、取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守体制の確立に努める。また監査等委員会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要であると認めたときは取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し改善を助言または勧告しなければならない。
- (3) 日常の職務執行においては、定められた職務権限基準表及び業務分掌表等の社内規程に基づいた職務の執行をするとともに、監査部門が諸規程に基づく職務執行の遵守状況を監査する体制をとる。また法令違反、その他法令上疑義のある行為や事象等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し運用する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の意思決定及び重要な職務執行に関する情報及び文書等に関して、文書管理規程等の社内規程に基づき、総務部総務課において適切に保存・管理するものとする。
- (2) 取締役はいつでも、これらの文書等を閲覧できるものとする。また情報・文書等の管理の運用にあたっては、必要に応じて運用状況を検証するほか、関連規程・マニュアル等を随時見直しする。

3. 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- (1) 取締役会はリスクに対する適切かつ有効な内部管理体制の構築と運用を図るため、リスクマネジメントに係る職務執行を決定し、これに係る事項について報告を受け、適時、適切な意思決定と指示を行う。
- (2) コンプライアンス委員会は、当社及び子会社のコンプライアンスやリスクマネジメントに関する重要事項の審議、対策等の諮問を行うことによって、経営・業務の健全性を確保する。
- (3) コンプライアンス委員会から諮問を受けたコンプライアンス実行委員会は、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する年度計画を立案し、推進する。
- (4) 監査部門は、リスクマネジメント規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、社員に対する研修等を企画実行する。
- (5) 監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (6) 監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について社長に報告する。
- (7) 総務部は、監査部門の活動を円滑にするために、監査部門の存在意義を全社員に周知徹底し、損失の危険を発見したときは、直ちに監査部門に報告するよう指導する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 経理部は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 監査部門は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行い、その結果を取締役会に報告する。

5. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営方針と戦略、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会は原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催し、経営方針と経営戦略に関わる重要事項の決定、及び経営計画が予定通り進捗しているか、業績報告を通じ毎月検証を行う。また十分な経営判断が行えるようにするため、事前に議題に関する資料が配布される体制をとる。
- (3) 経営会議は原則として月1回開催し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図り、当社グループの全般的な重要事項について協議する。
- (4) 経営の効率化とリスクマネジメントを両立させ、内部統制を有効に機能させるため、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

6. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社子会社は、共通の企業理念と行動指針の下、当社と同様にコンプライアンス責任者を配置する。その管理については、当社管理本部が総括的に行う。
- (2) 当社子会社のコンプライアンス責任者は、当社コンプライアンス委員会にも出席しコンプライアンスやリスクマネジメントに関する情報を共有する。
- (3) コンプライアンスに関する相談・通報については、当社の窓口を直接利用することができるものとする。

(4) 当社子会社の管理については、関係会社管理規程を定めて、管理する体制とする。当該規程に基づき当社子会社は、年度計画・予算・決算・営業概況等の所定の事項について、当社取締役会へ報告する体制とする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき社員を置くことに関する事項

- (1) 監査等委員会は必要に応じて、監査部門に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、場合によっては関係各部門がサポートをする。
- (2) 監査等委員会の職務補助の指示を受けた者は、監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき社員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の社員に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する社員(監査部門・管理部門)の任命、異動等については監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとする。
- (2) 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を優先する。

9. 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査等委員がその職務執行上、報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告ならびに情報提供を行うものとする。
- (2) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況把握のため、必要に応じて取締役会以外の他の重要会議に出席することができる。また、取締役または社員に追加の説明や報告を求めることができるものとする。
- (3) 子会社を含め内部通報制度を整備、運用し、当該通報を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行わないものとする。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

当社の監査等委員会の監査費用については、年間予算を設けており、監査に必要であれば、予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払うものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会を構成する全ての監査等委員は、業務執行状況の確認、会社が対応すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、会計監査及び業務監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、代表取締役及びその他の取締役と意見交換をするものとする。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について、また、監査部門から、業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス規程の中で、コンプライアンスを経営方針の基本としております。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は遮断し、当該勢力による被害を防止するマニュアルの中でその対応は定めております。対応部門は総務部としており、不当要求の案件ごとに関係部門と協議して対応します。必要に応じ所轄の警察署、当社の加盟機関である公益財団法人栃木県暴力追放県民センター、顧問弁護士と連携しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

